

第23期 第5回 宗谷海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和7年12月1日(月) 11時15分～
- 2 開催場所 稚内市中央4丁目18-1 稚内水産ビル 5階会議室
- 3 会議成立報告 委員定数15名中、対面7名、ウェブ参加4名計11名の出席があり、委員会は成立
- 4 委員会出席者
宗谷海区委員会 (委員) 沖野平昭 山田勝行 (WEB) 岡田直行 桜庭研兒
佐々木修 (WEB) 齋藤孝良 山上辰昭 (WEB) 神田浩史
島谷一昭 (WEB) 今井靖雄 小泉幸一

宗谷総合振興局 水産課長 稲葉秀雄
技師 蝦名朱里
主事 岸川翔汰

宗谷海区事務局 事務局長 辻 宏幸
専門主任 藤木亜季
- 5 議事録署名委員 桜庭研兒 今井靖雄
- 6 議長 会長 沖野平昭
- 7 議事事項
議案第1号 特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
- 8 報告事項
(1) 令和7年秋さけ漁獲結果について
(2) 特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- 9 その他の事項
(1) 次回の委員会について
- 10 会議の顛末

事務局長： それではお時間になりましたので、ただ今から、第23期第5回宗谷海区漁業調整委員会を開催いたします。開催にあたり、沖野会長よりご挨拶申し上げます。

会 長： 本日の委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、時節柄、何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は公務ご多用のところ、宗谷総合振興局から稲葉水産課長ほか、ご担当者の方々にご臨席をいただいております、厚くお礼を申し上げますとともに、本委員会でのご指導につきまして、よろしく願いいたします。今日から12月に入り今年も残すところあとわずかとなりました。後ほどご報告致しますが、管内のさけ定置漁業が終漁し、漁獲尾数は過去10年で最も低かった昨年の約7割となる83万尾、漁獲金額は単価が高止まりしたものの、昨年の約9割となる32億円にとどまりました。全道的には、11月中旬までのデータであります、主力となるオホーツクや根室の漁獲が伸び悩み、尾数は昨年の4割に満たない560万尾、金額は昨年の約半分となる250億円と、いずれも平成以降最低で、非常に厳しい結果となりました。さて、本日の委員会でございますが、議題は、知事からの諮問事項として「特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」ほか全2件、そのほかに報告事項がございますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。最後になりますが、皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

事務局長： それでは、これより沖野会長を議長として議事を進めてまいります。会長、よろしくお願い申し上げます。

議 長： それでは、議事に入る前に、出席人員及び会議成立の報告をいたします。委員定数15名中、対面7名、ウェブ参加4名、計11名の出席がございますので本委員会は成立します。次に、議事録署名委員の指名をいたします。桜庭委員と今井委員のお二人にお願いします。それでは、議事に入ります。議案第1号「特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程します。内容について、事務局より説明願います。

事務局長： それでは、議案第1号について説明いたします。1ページ資料1をご覧ください。「特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」の諮問文になります。今回の諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和8年1月から12月までを管理期間とする「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」及び「かたくちいわし太平洋系群」の4種であり、定める内容は3ページ別紙1のとおりとなっております。また、併せまして、令和8管理年度の「さんま」及び「まいわし太平洋系群」の、国の留

保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。まず、令和8管理年度における漁獲可能量及びその配分について、ご説明いたします。7ページ資料2-1、「令和8年のTACについて」をご覧ください。これは、11月5日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和8管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量などの概要を示したものです。まず、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和7年3月のNPFC（北太平洋漁業委員会）年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、前年TACから10%削減について合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が1万5,288トン減の9万5,623トンとなっています。そのため、今年の6月に令和7管理年度の漁獲可能量の変更を行って、北海道の配分を4,500トンから3,900トンとしたところですが、それ以降、NPFCの会合が行われておりませんので、管理措置は令和8管理年度についても同様となり、北海道には3,900トンが配分されております。なお、来年春に開催予定のNPFC年次会合において、新たな管理措置が採択された場合には、今年と同様に管理年度途中で配分量の変更の可能性がある旨ご了承いただきたいと思います。次に、まあじですが、まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は両系群を合わせて一本で管理が行われています。太平洋系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値、SBMSY）、国の資源評価の1番右の欄ですが、この目標管理基準値が5万2,000トンのところ、2024年の平均親魚量、先ほどの1つ左の欄ですが、こちらは2万2,000トンと目標管理基準値を下回る資源状態となっています。一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は27万3,000トンのところ、2024年の平均親魚量は18万7,000トンとこちらも目標管理基準値を下回る資源状態となっています。令和8管理年度のTACについては、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値18万3,200トンが設定されています。また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が6万5,000トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、「現行水準」となっています。続いて、まいわし太平洋系群ですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は143万2,000トンとなっているのに対し、2024年の平均親魚量は269万9,000トンで、目標管理基準値を上回る資源状態となっております。令和8管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定された生物学的許容漁獲量（ABC）である66万1,000トンが、令和8年のTACとして設定されております。大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が40万7,600トン、北海道の知事管理量は、前年より100トン少ない2万1,000トンとなっています。また、大中型まき網漁業による北海道沖での操業では、法に基づくIQ管理が行われており、IQ管理区分にはこれまで国の留保からの当初上乘せを行っていましたが、来年度からは当初上乘せではなく、他の管理区分同様に留保からの追

加配分の対象とすることとし、さらにまさば・ごまさば太平洋系群でも導入している翌管理年度TACの繰入ルールを運用することになりました。国ではマイワシTACの20%、13万2,200トンに留保しておりますが、これは漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合などに、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されているものです。次に、かたくちいわし太平洋系群について、本年1月からステップアップ管理が開始されていますが、これは漁獲可能量による管理について、課題解決を図りながら段階的に順次実施するもので、ステップ1では漁獲量等の報告の義務化や漁獲情報収集体制の確立など、ステップ2では都道府県等へ数量配分を行い行政による数量管理や運用方法の試行を行うもので、このステップ1と2の期間中に評価や目標設定、管理上の課題等に対しての十分な議論を経て、ステップ3に移行し、本格的なTAC管理をスタートしようとするものです。かたくちいわしについては、ステップ1の段階であり、都道府県への配分は行われなことから、ここに記載される数量は大臣管理やかたくちいわし太平洋系群を漁獲する関係県も含めた全体の数量となっております。令和8年は、漁獲シナリオで算定された生物学的許容漁獲量(ABC)を漁獲可能量(TAC)とし、10万7,000トンの内数として設定されています。次に、それぞれの魚種毎の道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。まず、さんまについて、8ページ資料2-2をご覧ください。配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網漁業及びさんま流し網漁業を対象とする「北海道さんま漁業」と、それ以外の「その他漁業」の管理区分で管理します。北海道さんま漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。また、国から配分された3,900トンには、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠1,300トンが含まれており、これは全て「北海道さんま漁業」に配分することとします。また、北海道さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により3,800トンを配分することとしております。続いて、9ページ資料2-3のまあじについてですが、「まあじ」への配分は国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、これまで同様、「現行水準」として全道で管理区分を分けず管理いたします。次に、10ページ資料2-4のまいわしをご覧ください。国から北海道に示された数量2万1,000トンのうち、道東で行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ1万5,000トンを配分します。1万5,000トンについては、令和7管理年度の配分実績割合から算出しております。「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業(定置)での採捕が大半を占めておりますが、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。次に、11ページ資料2-5のかたくちいわしをご覧ください。かたくちいわしに係る配分の考え方ですが、道内で海域は区分せず、北海道かたくちいわし太平洋系群漁業として管理し、国から配分のあった全量を当該漁業に配分します。続きまして、資料が戻りますが5ページの別紙2、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。1.背景ですが、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、さんま及びまいわ

し太平洋系群の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことにより、事後報告で対応できるとされてきたところです。

2. 今後の取扱いですが、さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙1-1の第3に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。また、まいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分及び融通についても、北海道資源管理方針別紙1-3（まいわし太平洋系群）の第3において、予め定めた方法により配分することとしておりますが、その方法は全量を北海道漁獲可能量へ配分することとし、これについても知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

最後に、12ページ資料2-6として「令和7年と令和8年の配分量の比較について」を添付しておりますが、これは今ご説明した配分の考え方をまとめたものになります。また、13ページからは、参考資料として11月5日の水産政策審議会資源管理分科会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、後ほどお目通しください。長くなりましたが、漁獲可能量の当初配分案に関する説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの内容について、ご質問等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： ご意見等がないようですので、議案第1号について、異議ない旨北海道知事に答申してよろしいでしょうか。

委員席： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように議決し北海道知事に答申します。続きまして、議案第2号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程します。内容について事務局より説明願います。

事務局長： 本議案は、振興局水産課から説明をお願いします。

岸川主事： 漁業管理係の岸川と申します。座って説明させていただきます。それでは、議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についてですが、本日は、水産林務部漁業管理課からの諮問が2件、漁業種類3件分及び宗谷総合振興局からの諮問が1件、漁業種類3件分となっており、これを審議していただきたく議案の上程をお願いしております。それでは、議案第2号表紙をめくっていただきますと、折り込みとなっておりますがA3版

の一覧表がございますので、これにより説明させていただきます。整理番号1番、資料番号は2-1、「にしん固定式刺し網漁業（宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局沖合海域）」について説明させていただきます。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は、3年許可であり、今般一斉更新の時期となったことから諮問させていただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容ですが、漁業を営む者の資格がオホーツク総合振興局管内に住所を有する者については、操業区域がオホーツク海海域、使用する船舶の総トン数は5トン以上20トン未満であり、公示隻数は41隻となっております。宗谷総合振興局管内に住所を有する者についても、操業区域がオホーツク海海域、使用する船舶の総トン数は5トン以上20トン未満であり、公示隻数は16隻となっております。申請期間は、いずれも令和7年12月22日から令和8年1月21日までとなっており、備考欄に1ページから10ページと記載しておりますが、3ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。続きまして、整理番号2番、資料番号は2-2、「かに固定式刺し網漁業（オホーツク総合振興局及び宗谷総合振興局管内沖合）」について説明させていただきます。操業期間の関係上、宗谷管内分については、令和7年7月22日付け漁管第934号にて諮問されており、令和7年8月4日に開催された海区委員会にて説明しているところであり、今回はオホーツク管内分の諮問となっております。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は1年許可となっておりますので、昨年もお審議いただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容ですが、A海域を操業区域とする使用船舶の総トン数は20トン未満であり、公示隻数は3隻、B区域を操業区域とする使用船舶の総トン数は15トン未満であり、公示隻数は32隻となっております。いずれも漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者となっております。申請期間は、いずれも令和8年1月28日から令和8年2月27日までとなっており、備考欄に11ページから22ページと記載しておりますが、13ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。続きまして、整理番号3番、資料番号は2-3、「かにかご漁業（オホーツク海海域）」について説明させていただきます。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は1年許可となっておりますので、昨年もお審議いただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容ですが、網走南部海域・網走中部海域・網走北部海域を操業区域とする使用船舶の総トン数は15トン未満であり、漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者となっております。枝幸海域・宗谷北部海域を操業区域とする使用船舶の総トン数は15トン未満であり、漁業を営む者の資格は宗谷総合振興局管内に住所を有する者となっております。公示隻数は、網走南部海域が7隻、網走中部海域が9隻、網走北部海域が27隻、枝幸海域が18隻、宗谷北部海域が27隻で、申請期間

はいずれも、令和8年1月14日から令和8年2月13日までとなっております。備考欄に23ページから32ページと記載しておりますが、23ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

蝦名技師： 漁業管理系の蝦名と申します。座って説明させていただきます。整理番号4番、資料番号は2-4、「小型まき網漁業（ほっけ及びいかなご）」について説明させていただきます。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は、3年許可であり、今般一斉更新の時期となったことから諮問させていただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容として、使用する船舶の総トン数が5トン未満、操業区域は宗谷総合振興局管内沖合海域、漁業を営む者の資格は幌延町を除く宗谷総合振興局管内に住所を有するもので、公示隻数2隻となっております。申請期間は、令和7年12月22日から令和8年1月21日までとなっております。備考欄に33ページから42ページと記載しておりますが、35ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。続きまして、整理番号5番、資料番号は2-5、「はえ縄漁業（たら、めぬけ又はさめ）」について説明させていただきます。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は、3年許可であり、今般一斉更新の時期となったことから諮問させていただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容として、使用する船舶の総トン数が20トン未満、操業区域は宗谷総合振興局管内沖合海域、漁業を営む者の資格は幌延町を除く宗谷総合振興局管内に住所を有するもので、公示隻数6隻となっております。申請期間は、令和8年1月20日から令和8年2月19日までとなっております。備考欄に43ページから50ページと記載しておりますが、43ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。続きまして、整理番号6番、資料番号は2-6、潜水器漁業（うに）、潜水器漁業（あわび）でございます。諮問の内容についてですが、当該許可は1年許可でございます。制限措置等の公示案の諮問となっております。許可の基準については今回変更が無いので横バーとしております。まず、潜水器漁業（うに）ですけれども、制限措置の内容として、宗海共第5号、6号、8号、9号、11号、13号共同漁業権漁場区域について、漁業を営む者の資格は幌延町を除く宗谷総合振興局管内に住所を有するもので、使用船舶、公示隻数及び申請期間は漁法の解除許可であるため、定められていません。次に、潜水器漁業（あわび）ですけれども、制限措置の内容として、宗海共第2号、3号、9号、11号共同漁業権漁場区域について、漁業を営む者の資格は幌延町を除く宗谷総合振興局管内に住所を有するもので、使用船舶、公示隻数及び申請期間は、先ほどと同様に定められていません。なお、備考欄に51ページから58ページと記載しておりますが、51ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付して

おりますので、後ほどご確認いただければと思います。以上、議案第2号、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」、説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長： ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： ご意見等がないようですので、議案第2号について、異議ない旨北海道知事に答申してよろしいでしょうか。

委員席： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように議決し北海道知事に答申します。続きまして、報告事項に入ります。それでは報告事項（1）について事務局より説明をお願いします。

事務局長： 報告事項（1）について説明いたします。令和7年度秋さけ漁獲結果ですけれども、宗谷管内は11月19日で秋さけ漁が終了しております。1ページをご覧ください。当管内のさけ定置と利礼特採について、本年と前年を対比したのものになります。まず、上段の「日本海北部」について、黒い色の付いている部分「日本海北部計（定置のみ）」ですが、令和7年の漁獲尾数は9,939尾で前年比27.3%、金額はその2つ下ですけれども、3,117万7千円で前年比30.7%となりました。次に利礼特採ですが、令和7年の漁獲尾数は5万3,947尾で前年比66.8%、金額は1億4,437万5千円で前年比65.4%となっております。次に、下段の「オホーツク西部計」ですが、令和7年の漁獲尾数は81万5,406尾で前年比74.0%、金額は31億5,150万9千円で前年比94.7%、「日本海北部」と「オホーツク西部」を合わせた管内の定置全体では、漁獲尾数が82万5,345尾で前年比72.5%、金額が31億8,268万8千円で前年比92.8%となっております。2ページは平成元年から今年令和7年までの漁獲推移を示した表ですが、これをグラフ化したものを後ろにつけておりますので、そちらで説明します。3ページをご覧ください。こちらは尾数と目廻りの推移を示したグラフです。棒グラフが尾数、折れ線グラフが目廻りを示しています。令和7年は、尾数が平成以降最低だった平成11年を下回り、最高だった令和4年の4分の1以下となるなど、この数年で大幅な減少が見られています。目廻りは昨年とほぼ同じ2.99kgですが、10年前の平成27年は3.59kgであり、近年は小型化傾向にあります。4ページですが、こちらは金額と単価を示したものです。棒グラフは金額、折れ線グラフは平均単価になります。令和7年の平均単価は1,289円と初めて1,000円を超えた昨年来を2割以上も上回っており、この高単価により、漁獲尾数の減少に対する金額の減少が押さえられることとなりました。参考として、5ページに、連合海区がとりまとめた全道の秋さけの漁獲状況を添付しております。これを見ますと、例年来遊が多

いオホーツクの漁獲尾数が約361万尾と前年の34%、根室の漁獲尾数が約56万尾と前年の19%になったことなどから、全体でも560万尾と昨年の36%の漁獲にとどまり、漁獲金額も前年の約半分となる250億円となっております。説明は以上です。

議長： ただいまの内容について、ご質問等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： ご意見がないようですので、続きまして報告事項（2）について、事務局より説明をお願いします。

事務局長： 報告事項（2）について説明致します。1ページですけれども、くろまぐろに関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について、令和7年11月7日付けで道水産林務部から通知がありました。2ページに変更内容を示しておりますが、くろまぐろの大型魚について、追加配分があり、表の下の方ですが、北海道漁獲可能量が547.9トンから2トン増加して549.9トンとなりました。全量が北海道くろまぐろ（大型魚）漁業に配分されております。続いて3ページをご覧ください。するめいかに関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について、令和7年11月7日付けで道水産林務部から通知がありました。4ページに変更内容を示しておりますが、国からの追加配分があり、北海道漁獲可能量が2,600トンから700トン増加して3,300トンとなりました。全量が北海道するめいかを採捕する漁業に配分されております。続いて5ページをご覧ください。するめいかに関してはさらに11月11日付けで変更通知がありました。6ページに変更内容を示しております。先ほど北海道の漁獲可能量が3,300トンに増えましたが、さらに398トン増加して、3,698トンとなっております。続いて7ページをご覧ください。まさば及びごまさば太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量の変更について、令和7年11月13日付けで道水産林務部から通知がありました。8ページに変更内容を示しておりますが、国から追加配分があり、北海道漁獲可能量が8,600トンから4,300トン増えて1万2,900トンとなりました。全量が北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分されております。今回の変更につきましては、いずれもあらかじめ定められた機械的な配分によるものであるため、海区委員会への諮問を行わず、事後報告とさせていただいております。なお、小型するめいか釣り漁業（5トン～30トン）については、水産庁が11月1日から3月31日までの採捕停止命令を出しておりますが、これは今回報告した知事が管理する「北海道するめいかを採捕する漁業」とは別に、大臣が管理している「小型するめいか釣り漁業（5トン～30トン）」のTACが超過し、TACの再配分を受けても当該区分のTACが超過していることから、引き続き採捕停止となっているものです。北海道では、水産庁と協議の上、知事管理分のTACを用いた道の試験操業を実施し、道内の小型いか釣り漁船（5～30トン）を用船することで、一定期間

の操業を可能とするとともに、採捕停止期間中の漁獲情報を収集することとしております。説明は以上です。

議 長： ただいまの内容について、ご質問等はありませんか。

委 員 席： （意見等なし）

議 長： 報告事項は以上でございます。最後に事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局長： 次回委員会について、2月上旬～中旬の開催を予定しております。後日、日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いします。連絡事項は以上となります。

議 長： ただ今の内容について、ご質問等はありませんか。

委 員 席： （意見等なし）

議 長： 本日の予定は以上となりますが、全体を通して何かございませんか。

委 員 席： （意見等なし）

議 長： なければ、これを持ちまして本日の委員会を終了します。本日は、おつかれさまでした。（ 終 了 ）

前記顛末は事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和 7 年12月 1 日

宗谷海区漁業調整委員会

会 長 沖野平昭

議事録署名委員 桜庭研兒

議事録署名委員 今井靖雄